

## 愛川町水道事業給水条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

愛川町水道事業給水条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正については、平成23年12月14日の「水道法」（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものであり、水道事業所の行う工事及び職員の資格基準を定めるもので、町民等に義務を課し、又はその権利を制限する内容ではないこと、また、各基準について本町独自の基準を設ける特段の理由が見当たらないことから、改正前の法令の基準を準用するため、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。